

健全化判断比率の状況(2024年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

この法律の施行により、財政の健全性を計る指標として、健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を算出し、監査委員の意見を付した上での議会への報告、住民への公表が義務付けられました。(2007年度決算から適用)

また、この指標が一定基準を超える場合、その程度により、財政健全化団体または財政再生団体となり、計画の策定及びその実施状況の議会や総務大臣への報告が義務付けられるとともに、財政再生団体の場合は、総務大臣の計画同意なくして、ほとんどの起債ができないことから、事実上、予算編成等の自由裁量が大きく制限されます。(2008年度決算から適用)

健全化判断比率の概要

指標名	概要
① 実質赤字比率	一般会計等(普通会計)について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を標準財政規模で除したもの。
② 連結実質赤字比率	企業会計を含めた全ての会計の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体全体としての歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模で除したもの。
③ 実質公債費比率	一般会計等の支出のうち、公債費(県債の償還金)や公債費に準じた経費をその団体の標準財政規模を基本とした額(※)で除したものの3か年間の平均値。
④ 将来負担比率	県債残高をはじめ、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)で除したもの。

※標準財政規模から元利償還金等に係る交付税算入額を控除した額

健全化判断比率の算定結果

2024年度決算に基づく算定は、いずれの指標も、早期健全化基準を下回っています。

指標	本県数値	早期健全化基準 (財政健全化団体となる基準)	財政再生基準 (財政再生団体となる基準)
① 実質赤字比率	—(赤字なし)	3.75%	5%
② 連結実質赤字比率	—(赤字なし)	8.75%	15%
③ 実質公債費比率	13.4%	25%	35%
④ 将来負担比率	152.0%	400%	—



標準財政規模

標準的に収入が見込まれる地方税、地方交付税をはじめとした一般財源の規模を示す指標。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに広く利用されます。